

破損した場合の損害賠償はどのようになつてゐるかということに対しては、受け入れ業者を一堂に集め、嚴重に注意をし、住民に迷惑のかからぬようにして、いきたいと考えてゐる。又、破損の賠償については管の口径と水の流出時間により基準的な表ができており、百ミリ管では十八万円、二百ミリ管では六十万円、三百ミリ管では八十万円。それに、夜間は割増しがつくので、業者も慎重にやつてゐるようである。

このような質疑応答が交わされた後採決いたしました結果、全員異議なく本案については原案のとおり認定するものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会の決定どおり御認定くださいますようお願い申し上げ、まして補足説明といたします。

○議長（貫井喜代次君） 次に、建設委員長宇佐美良時君。

（建設委員長宇佐美良時君登壇）

○建設委員長（宇佐美良時君） 議案第百三十六号昭和五十年、度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について、なお、本案並びに議案第百三十七号、同、百四十一号についても審査報告書の朗読は省略を

させていただきます。

（議案審査報告書朗読省略）別添参照

本決算は、歳入関係で地元負担金や一般会計からの繰入金等を合わせて五億七千五百五十七万一千円余り、歳出において、加美平、多摩河原、福生駅東口、この三地区の事業費や換地精算金等を含めて五億四千八百八十二万七千円余り、歳入歳出差し引き二千六百七十四万三千八百八十二円という内容であるとの説明がありました。

なお、委員より、福生駅東口区画整理の関係で、不動産移転について関係代表との話し合いにより各種の条件がつけられたようだが、その内容は何かという質疑に対し、一つとして、市が代替用地として確保した武蔵野台地区の代替地を認めることを原則として不動産内の建物等の移転をするということ。二つ目として、本町六町内に地区館的施設をつくるということ。三つ目、旧公益質屋周辺に将来、公園をつくるということ。四つ目として、七町内と不動産との関係は当事者間で解決することを原則とし、市も側面から協力するということ、具体的には不動産境内の会館について代替地内に移転できればよい

が、移転先の用地がない場合は市が代替地内に地区館的な施設をつくつてよい。このような内容になつてゐるとの説明があり、採決の結果、本決算は原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第百三十七号昭和五十年年度福生市下水道事業会計決算認定について、五十年年度における下水道事業会計の決算は、歳入全体で五億三千四百四十五万五千円の収入、歳出では四億八千四十二万五千円余。歳入歳出差引額が五千九十七万九千円という決算内容でありまして、このうち翌年度に繰り越すべき財源として三千万円、実質収支額としては二千九十七万九千円余りであります。当委員会としては全員一致で本決算を認定すべきものと決定した次第であります。

引き続きまして、公共用地会計の決算につきまして御報告を申し上げます。この会計決算は、土地開発基金の運用から生ずる収支決算でありまして、五百三十二万一千七百七十七円を土地開発基金へ積み立てし、歳入歳出差し引きゼロという内容となっております。五十年年度をもって本会計は廃止されてゐるものでありまして、本決算も全会一致原案どおり認定すべきものと決定し

た次第であります。

以上で、当委員会に付託された三特別会計の決算に対する審査報告を終了いたしますが、よろしく当委員会の決定どおり御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で、各委員長長の審査報告は終わりました。これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

この際、議案第百三十五号に対して討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。一番原敏子君。

(一番原敏子君登壇)

○一番(原敏子君) 議案第百三十五号昭和五十年年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、反対討論を行います。

この決算は保険料を二％も値上げし、市民に大きな負担をかけたものです。市民の約三分の一が加入している国保に対し、五十年度の一般会計からの繰入金は一千万円でした。私たちは一般会計からの繰入金を増額し、市民の負担を少しでも軽くするようにこれまで主張してきました。一般会計からの繰入金の増額が可能なものにもかかわらず、それを実施しないで市民にしわ寄せをしたきた国保の会計の決算には反対です。

又、法にも定めてあるように、国民健康保険事業は、本来、国の責任において行う事業であります。国保の財政が年々苦しくなってきた現在、国に対して国庫負担金の増額を強く主張すべきだと私は考えます。国保の財政が苦しむからといって保険料の値上げを行い、市民生活を圧迫しているこの国民健康保険特別会計決算に反対するものです。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。

○議長(貫井善代次君)

次に、賛成者八番山崎良之助君。

(八番山崎良之助君登壇)

○八番(山崎良之助君)

議案第百三十五号昭和五十年度福生市国民健康保険

特別会計決算認定についての賛成討論を行います。

御案内のように、国保財政は国庫負担金と保険料収入で賄う仕組みになっておりますが、市が独自で実施する任意給付に要する経費、あるいは保健婦活動のように国保被保険者以外にも及ぶような事業の経費については、当然市の一般会計の繰入金で賄うべきであるが、医療費については、国保は公的扶助の制度ではありませんので、国庫負担と受益者負担の保険料で賄うべきであります。しかし、国保には老人の加入率も多く、低所得者層も多いので、都の補助金及び一般会計からの繰入金で一部賄っている面もあります。又、五十年度においては医療費の増高の反面、不況による所得の伸びがなく財源に不足を生じたので、やむを得ず保険料の二％の引き上げを行ったわけですが、その内容にしても低所得者を考慮して均等割り及び平等割りは据え置いており、引き上げ分の大半は所得の多い層の負担増になっており、低所得者層には余り影響はないものと思われれます。さらに、一般会計からの繰入金も前年度より一千万円多い倍額の二千万円が繰り入れられており、当市の税收から見ても繰入額は妥当と思います。本決算の中で最もウェイトを占める療養給付費

は前年度よりも二六%の伸びをみているにもかかわらず、その財源措置については適正になされており、五十年年度の国保事業については健全な運営ができたものと思ひます。よつて、私は、本決算認定に当たり賛成するものであります。(拍手)

○議長(貫井喜代次君)

以上で討論を終わります。

これより議案第百三十五号について起立により採決いたします。

本業について委員会審査報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君)

起立多数であります。

よつて議案第百三十五号は委員

会審査報告どおり認定されました。

○九番(竹田政勝君)

この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっております議案第百三十六号から議案第百三十八号までの四議案は、討論を省略し各委員会報告どおり認定されんことを切望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から残り四議案は、それぞれ委員会審査報告どおり認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よつて、

議案第百三十六号昭和五十年年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について

議案第百三十七号昭和五十年年度福生市下水道事業会計決算認定について
議案第百四十一号昭和五十年年度福生市公共用地会計決算認定について
議案第百三十八号昭和五十年年度福生市受託水道事業会計決算認定について
以上四議案はそれぞれ各委員会審査報告のとおり認定されました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十四議案第百三十九号市道路路線の認定についてを議題といたします。

本業については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君) 議案第百三十九号市道路線の認定について、なお、審査報告書の朗読については省略をさせていただきます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

今回認定しようとする二路線については、審査に先立って現地をつぶさに視察をいたしました。

市道二九の号線は熊川住宅供給公社の北側に位置し、幅員四メートルから五メートル、延長が百三十一メートルで一部赤道を利用し、そのほかは日本電子株式会社からの寄付を受けて市道として認定しようとするものであります。

又、一二四号線は、八高線東福生駅の北側にあり、幅員が四メートル、延長が約七メートルで、この権利者二名から寄付を受けて市道として認定しようとするものであります。

両路線とも、今後生活道路、あるいは通学路としての利用が期待されて

いるもので、当委員会としては全員一致原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会の決定とおり御可決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百三十九号については、討論を省略し委員会報告とおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から、本業は委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。 よって議案第百三十九号市道路線の認定については委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（貫井喜代次君） 日程第十五議案第百四十号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（建設委員長宇佐美良時君登壇）

○建設委員長（宇佐美良時君） 議案第百四十号市道路線の廃止について、なお、審査報告書の朗読については省略をいたします。

（議案審査報告書朗読省略） 別添参照。

本案についても審査に先立って現地を視察いたしました。 武蔵野地区の国道一六号に接続する市道五号線は、すでに、南側には私道も整備されており、この道路を今後拡張する必要も少なく、又、廃止しても支障はないもの

と思われまゝ。

又、市道二〇〇号線については、第四小学校の西側に当たる所に位置している道路であります。 道路としての形はあるものの、生活道路としての利用価値は少なく、この路線も廃止しても支障はないと思われるもので、この廃道後の処置について委員からも発言があり、二路線とも権利者から払い下げる要望もされているが、廃止段階になったら慎重に検討をし、委員会側にも諮って払い下げる方向で進めていきたいとの答弁がありました。

なお、本案も全員一致原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。 何とぞ委員会報告どおり御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（貫井喜代次君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 以上で質疑を終わります。

○九番（竹田政勝君） この際動議を提出いたします。 討論を省略し委員

会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百四十号市道路線の廃止については委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十六請願第三号市立保育園に精神障害児

クラスを設置することに関する請願書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) (請願審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして補足説明を申し上げます。

本件については、去る九月定例会最終日に当委員会に付託されたものであります。三回にわたって実質的な審査を重ね、その間、本請願趣旨に沿うような障害児保育を行っている他市の保育園を正・副委員長、事務局等で視察をする等慎重に審査を重ねてきたわけであります。

審査に当たっては、請願内容における自閉症と情緒障害の特質とか保育上における問題点、紹介議員から障害児クラス設置についての理由についての所感を伺ったり、保育園に措置するに對しての障害児の程度をどの程度までとするのかの基準の関係、又、障害児の認定については、親がその認定を受けたがらうないことによる問題等、その他に対し、内容的に突っ込んだ質疑応答が活発に交わされたわけであり、九月十三日及び十月二十二日の委員会においては、さらに研究したいので障害児保育を実施している保育園を正・副委員長、事務局とで視察されたいとの要望もあり、継続となったわけであります。

翌十一月に入り、三日間にわたり立川、町田、小金井の四カ所の保育園を前委員長会での要望を受け入れて視察を行ったわけであります。そこで、四カ所のうち

三カ所は軽度の者を扱っており、一カ所で自閉症等の保育を行っております。その結果、確かめた利点、問題点につき十二月十三日の委員会において担当所長より報告があったわけであります。

ちなみに、その報告の概要を申し上げますと、利点としては、軽度の者については、健康児と一緒に生活することにより心身の発達が可能でござい、クラス全体が助け合うようになる。又、反面、問題点としては、保育者の人数の改善、これは、障害児によっては二対一とか、一対一で対処しなければならぬこと、保育者の高度の知識が要求されること、保育のみでなく医療機関、児童相談所、保護者等との密接な連絡が必要なこと等である。

以上のような問題点がありますが、時代の流れから見ても、将来においては、これを実施するのが時代の要請ではないかと思うとどのような報告がなされ、又、休憩中ではあります。市立のつくし、すみれ両園長からも発言を求めたわけですが、それによると、受け入れ体制さえ整えば受け入れてもよいと思うが、現地点では受け入れは困難であるということであった。又、児童相談所においても小学校入学前になって相談に来るよりも早い時期に来てもらいたい。それにより早く治療が

でき、普通児の仲間に入れらる、このような話もあり、これらを参考として各委員とも真剣に、かつ、慎重に議論を交わしました結果、意見の態勢としては現実的にはこのようなことをやればよいが、現地点で見ると非常にむずかしいという、請願内容と現実とのギャップの関係から賛否両論がありましたので、本件については起立により採決いたしましたところ、賛成少数でありましたので、本請願は不採択とすべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定どおりお願い申し上げます。補足説明といたします。

○議長（貫井喜代次君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 以上で質疑を終わります。

請願第三号に対する委員会の報告は不採択と決定であります。これより起立により採決いたします。

○議長（貫井喜代次君） お諮りいたします。

本請願は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立少数であります。 ようて請願第三号は委員会審査報告どおり不採択と決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) これより一時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分 休憩

午後一時一分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十七議案第四百十五号 福生市助役の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御指名をさうだいたしましたして議案第四百十五号 福生市助役の選任につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

来年の一月いっぱい、すなわち昭和五十二年二月三十一日をもって、現在の竹條崎俊夫助役が任期満了と相なるわけでございます。私といたしましては再度、篠崎俊夫君に福生市の助役就任方をお願いをいたしたいと思ひまして、本日御同意をいただくべく、本議案を提出させていただきます。いただいた次第でございます。

経歴等につきましては議案の添付のとおりでございます。東京都の

世田谷区の収入役を任期満了となられまして、昭和三十五年に福生市に迎え

入れまして福生市に参りましてから助役、教育長、収入役等を無事相務め

まして、昭和四十四年二月から現在まで助役を二期就任しておたわけでございます。年齢的に大正二年の生まれでございますから、現在の常識から申しますと

少々老年という感もあるわけでございます。非常に健康に恵まれておりま

して、しかも大変まじめな方でございます。又、法律に精通していることは当

市にとりましてもありがたいことでございます。又、私も長い間、つぎ合いで気心も十分

わかつておりまして、ふや心をして仕えることのできる人であるということを知悉としてお

ります。現在の非常に複雑多岐な情勢下におきまして、私はふや心をして任せられるという点におきまして、なかなかかような人は他にいないと思ひ、おるわけござい

いまして、人間でございますので多少のもらろん欠点はございますけれども、その欠点をカバーするに余りある良いところもたくさんあるわけでございますので、何とぞひとつ再々度御同意をいただきますようお願い申し上げます。過去におきまして長い間議員の先生方のいろいろの御指導やら御鞭撻をいただきました。相務めましたわけでございます。そのようなわけでございまして、議員の先生方のいろいろの御指導につきまして深く感謝をし、そして又十分にいろいろの御注意も身にしてみているわけでございまして、何とぞこの辺も御勘察いただきまして、よろしく御同意いただきますようお願いを申し上げます。

大変に簡単でございますが、以上提案の理由ととせせていただきますが、どうぞひとつ慎重に御審議をらうございました。御同意をいただけるようお願い申し上げます。

○議長(母井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
こみより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(母井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百四十三号については原案どおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(母井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百四十五号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長(母井喜代次君) こころで條崎俊夫君からごあいさつをお願いいたします。

○助役(條崎俊夫君) ただいま助役選任の御議決をいただきましたことは、身に余る光栄でございます。その職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。この上は石川市長を補佐いたしまして、最後まで粉骨砕身の努力を傾注いたす所存でございます。

議員の皆様におかれましては変わらざる御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。 (拍手)